

■諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

【要旨】

人権擁護委員「山崎 邦雄」氏が平成26年9月30日をもって任期満了を迎えることに伴う後任の候補者として、「伊賀 修」氏を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

【人権擁護委員】

人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないよう監視し、これが侵犯された場合は、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもって使命とします。

人権擁護委員の任期は3年で法務大臣が委嘱します。

●推薦をする者の氏名等

住 所	(略)
氏 名	伊賀 修 (いが おさむ)
生年月日	(略)
推薦理由	伊賀氏は、昭和54年4月に旧十和村立十川小学校教諭として採用され、今年3月末で退職するまでの35年間教員として人権問題に関わりを持ってきており、これまでの経験を活かして使命を果たすことが出来るものと思い、人権擁護委員として最適任であると考えています。